

PKS 認証制度:要求事項ガイドライン

発行日：2021年7月9日

一般社団法人農産資源認証協議会起案

関連規格基準

PKS 認証制度：基本文書 P01

PKS 認証制度:要求事項（申請組織） ST01

PKS デューデリジェンスシステム要求事項 ST02

PKS 認証制度:要求事項（第三者審査機関） ST03

「PKS 認証制度:要求事項 (申請組織)」のガイドライン		
番号	要求事項	ガイドライン
1	<p>2.2. 管理項目</p> <p>申請組織は、管理対象組織に対し、少なくとも以下項目について管理を行わなければならない。</p> <p>1) 供給連鎖</p> <p>2) 分別管理</p> <p>3) 取扱量に関する情報</p> <p>4) 内部監査および教育訓練</p>	<p>2.2 管理項目</p> <p>1) 供給連鎖は文書化することが望ましい</p> <p>2) 2.3 項で分別管理方法は SG のみを採用することが定められている。他の分別管理方式は採用できない。</p> <p>3) 自社の取扱量は記録しなければならないが、供給・集荷・保管・輸送に至る組織の取扱量は必要な場合、アクセスできること。例えば、取引されている PKS の由来に疑義が生じた場合など。</p> <p>4) 教育訓練は記録にすることが、要求事項で求められている。</p>
2	<p>3. トレーサビリティー</p> <p>申請組織は PKS のトレーサビリティーの方法を確立し、確立した方法に従って運用しなければならない。トレーサビリティーの範囲は、発生地点である搾油業者から申請組織までの供給連鎖であり、取引にかかわるすべての組織でトレーサビリティーの鍵となる特性を明確にしなければならない。</p>	<p>3. トレーサビリティー</p> <p>トレーサビリティーの鍵となる特性には、例えばロット番号、契約番号、顧客番号、などがある。</p>
3	<p>4.1. 温室効果ガス (GHG) 排出量の算定</p>	<p>4.1. 温室効果ガス (GHG) 排出量の算定</p>

G01-Ver1.2

	<p>申請組織は、要求事項に定められた算定範囲（バウンダリー）において GHG 排出量の算定を行わなければならない。</p>	<p>申請組織は、LCA の結果を考慮し、認証範囲の温室効果ガス総排出量を最小限度に留めるよう計画することが望ましい。</p> <p>各社の判断により、他の認証制度および個別の GHG 排出量算定結果を用いることは可能である。しかし、採用する場合においても、データ品質、バウンダリー、案分規則など LCA の方法については確認が必要であり、疑義がある場合は使用できない。</p>
<p>4</p>	<p>6. 教育訓練</p> <p>申請組織は、認証範囲内のすべての関連する要員に対し、この要求事項への適合性を維持するための教育訓練を行わなければならない。申請組織は教育訓練の有効性評価を行わなければならない。</p>	<p>6. 教育訓練</p> <p>教育訓練は、少なくとも下記事項に対して適切に実施することが望ましい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日本の FIT 制度 2) 当該規格要求事項 3) 申請組織の文書化した手順および記録 4) 定めた DDS および DD の実施方法 5) LCA の実施方法 6) 内部監査の実施方法 <p>「すべての関連する要員に対して」教育が完了するまで、同一の教育を複数回に分けて実施してもよい。</p>

G01-Ver1.2

		教育は事業者内部で行う以外に、外部の教育機関、団体および専門家による講習なども含まれる。
5	<p>7. 内部監査</p> <p>申請組織は、供給連鎖の運用が当該要求事項及び申請組織が定めた運用手順に適合していることを確実にするために、内部監査を実施しなければならない。内部監査の頻度は一年に一回以上とする。</p>	<p>7. 内部監査</p> <p>内部監査には、例えば認証範囲内のサイトを訪問せずに行う文書監査や、サイトを訪問する訪問監査がある。内部監査は「ISO 19011:2018 Guidelines for auditing management systems (マネジメントシステム監査のための指針)」に準じて実施することが望ましい。</p>

「PKS デューデリジェンスシステム要求事項 初版」のガイドライン		
番号	要求事項	ガイドライン
6	<p>1.組織体制</p> <p>申請組織は、下記のリスクを特定するためのデューデリジェンス（DD）を行うため、担当者を決定しデューデリジェンスシステム（DDS）を構築しなければならない。DDS は、供給連鎖が共通な複数社で行うことも可能であるが、その場合においても責任者および担当者は決定しなければならない。</p> <p>1) 植栽エリアのリスク</p> <p>2) 顕在又は発生しうる可能性が高いその他のリスク</p>	<p>1.組織体制</p> <p>デューデリジェンスの流れは一般的に以下の通りである。</p> <p>1) 情報の収集：購入する（している）PKS、産地等に関する情報の収集</p> <p>2) リスク評価：購入する（している）PKS の情報を基準に沿って評価する</p> <p>3) リスクの削減：リスクが低いことが確認できない材について、さらなる調査を行ったり、取引を止めるなどの措置を取る。</p> <p>情報収集は申請者自らが確認する以外に、ヒアリング、インタビュー、文献参照などの方法があり、必要十分な情報収集をおこなう。また、当該要求事項では、最低でも調達植栽エリアが許容できない供給源でないことを確実にし、場合により、その他のリスクが発生している、又は発生する可能性がある事案に関しても DD を要求している。</p>
7		DD を実施するにあたり、下記を参考とすることが望ま

G01-Ver1.2

		<p>しい。</p> <ul style="list-style-type: none">● FSC-PRO-60-002 第 2-0 版 (旧 NRA)● FSC-PRO-60-002 第 3-0 版 (新 NRA)● 国際 NGO FoE Japan 「木材デューデリジェンスシステム・ガイダンス 本編 (第一版)」 2019 年 12 月● 国際 NGO FoE Japan 「木材デューデリジェンスシステム・ガイダンス 実践編 (第一版)」 2019 年 12 月
--	--	---

以下余白